



各 位

平成27年 6 月 1 日

会 社 名 東ソー株式会社

代 表 者 名 取締役社長 宇田川 憲一

(コード番号 4042 東証第1 部)

問 合 せ 先 広報室長 村田 恒

(TEL 03-5427-5103)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年 5 月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年 6 月26日開催予定の第116回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案の理由

平成27年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約の締結対象者の拡大を当社において実施することで、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第27条第 2 項及び第35条第 2 項の規定の一部変更を行いたいためであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>但し、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>但し、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>但し、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日

平成27年 6 月26日

定款変更の効力発生予定日

平成27年 6 月26日

以 上